

# 入居事業者 を募集します

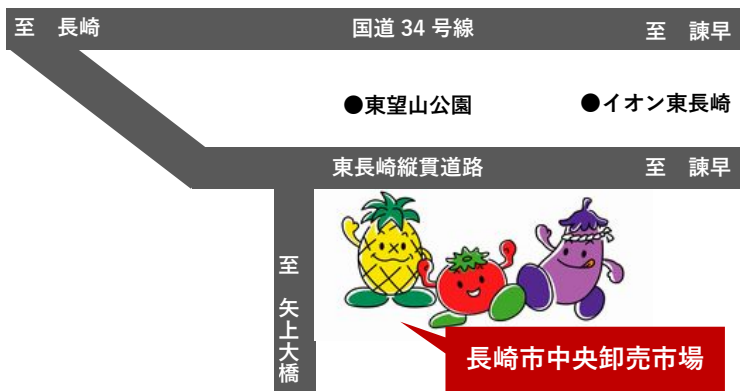
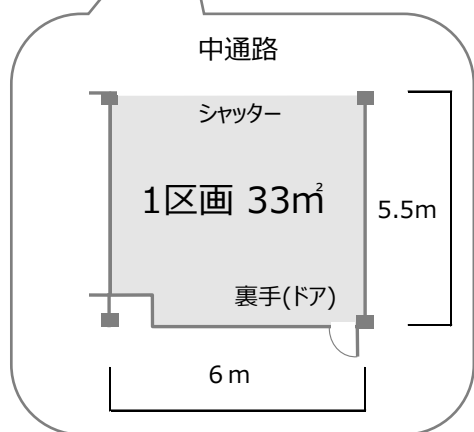
月額 46,827 円(税込)~

随時  
受付

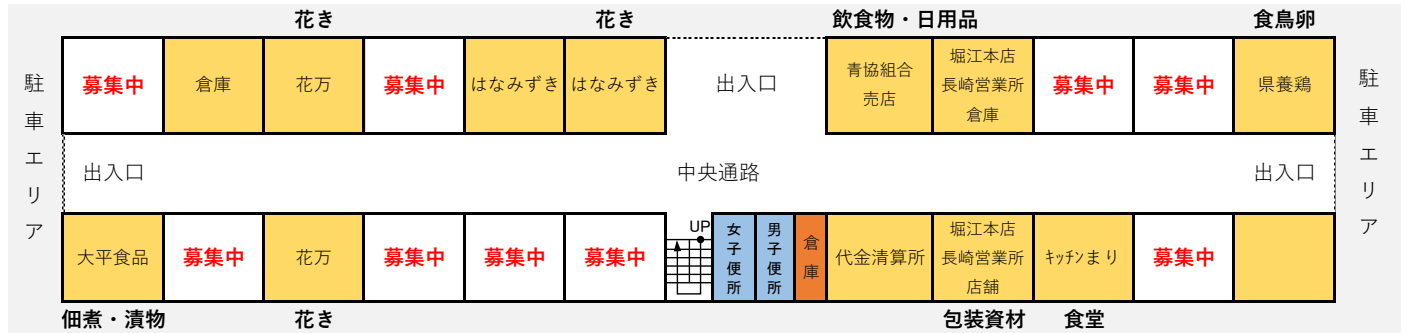
公設の青果市場、**長崎市中心卸売市場**の関連事業者棟で営業しませんか  
関連事業者棟は、市場関係者以外の方も利用できます



- ・場 所 長崎市田中町 279-4
- ・面 積 1 店舗 33 平方メートル
- ・設 備 電灯電力(100V)、動力電力(200V)、水道栓  
インターネットは別途配線が必要  
建物横に場外客の駐車スペースもあります
- ・使用料 月額 46,827 円 (税込) 光熱水費別
- ・保証金 200,000 円
- ・要 件 ① 市場利用者向けの事業  
② 青果市場の機能を充実させる事業  
上記①、②のいずれかを満たすもの  
※申請時に資力などの審査があります
- ・ご連絡 長崎市商工部 中央卸売市場 (管理棟 2 階)  
長崎市田中町 279-4 TEL: 095-839-6111



## 募集店舗の場所



2024.2 現在

## 入居要件の詳細

- 1 関連事業者として許可を受けていただく必要があります。

「関連事業者」－ 市場機能の充実を図る、または、市場の利用者に便益を提供するため、市場内の施設において業務を営む事業者
- 2 次のいずれかに該当するときは、関連事業者として許可できません。

  - (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
  - (3) 許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
  - (4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
  - (5) 申請者（その者が法人であるときは、その役員）が暴力団員等であるとき。
  - (6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
  - (7) 申請者が市税、事業税、消費税及び地方消費税（申請者が個人であるときは、所得税を含む。）を滞納しているとき。
- 3 入居許可の選考は、書類審査、実態調査その他の方法により決定します。

既存業種と同じ業種のときは許可を制限する場合があります。

※ 申請に必要な書類については、お尋ねください。

[ 長崎市中央卸売市場 電話番号 095-839-6111 Eメール shijo@city.nagasaki.lg.jp ]
- 4 その他

  - (1) 月額使用料 1店舗当り 46,827円（税込）は、当月分を月末までに納入
  - (2) 保証金 200,000円は、関連事業者の許可日から1か月以内に長崎市に預託
  - (3) 電気、ガス、水道等の光熱水費は、入居者の負担
  - (4) 店舗・設備等の改修費、修繕費は、入居者の負担
  - (5) 建物周りに場外客の駐車エリアあり（駐車料無料）